

愛知縣の道路に就て(二)

山口十一郎

一般路面維持試験區域準則

第一章 目的

第一條 一般路面維持試験區域設置ノ目的ハ各種交通量ニ

對スル各種幅員道路ノ所要最小限路面維持修繕費一

ケ月間ヲ調査スルヲ以テ目的トス

第二章 試験區域

第二條 試験區域ヲ設クル箇所ハ大體別紙圖面ニ記載ノ箇

所トス但シ土木工區事務所長實地調査ノ結果規定ノ

路幅及適當ノ位置ヲ得ル爲メ交通量ニ大ナル移動ナ

シト認ムル時ハ適當ノ箇所迄移動スルモ差支ヘナシ

第三條 試験區域ノ長サハ一箇所二百米トシ起點及終點ノ

路側ニハ第一號圖ニヨル標柱ヲ建設スヘシ

第四條 試験區域ノ中央ニハ專用修路材料置場ヲ設ケ第二

號圖ニヨル標柱ヲ建設スベシ

第五條 前條ノ専用修路材料置場ノ附近ニ第三號圖ニヨル

作業日誌箱ヲ建設シ其ノ箱内ニハ第四號圖ニヨル作業日誌ヲ備ヘオクベシ。

第三章 作業

第六條 工事監督員及修路工夫ハ

時々其ノ區域内ヲ巡視シ常ニ其ノ路面ガ普通ニ良好ナル状態ヲ維持スル様心掛クベシ但シ修理ヲ加ヘ過ギザル様特ニ注意スベシ

第七條 修路工夫試験區域内ノ路面修理ニ従事シタル時ハ必

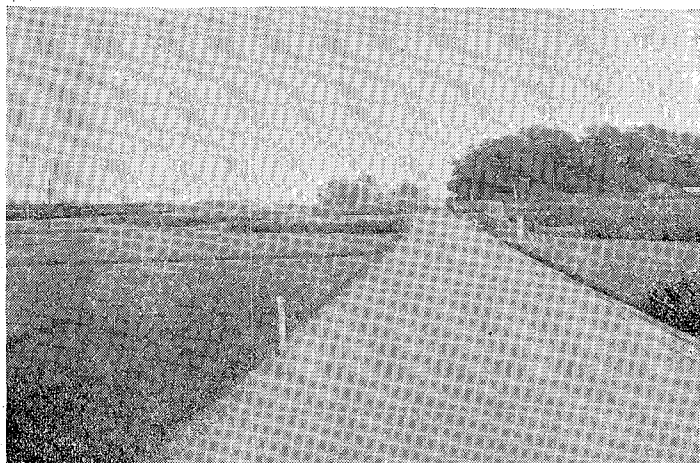
ズ時計ヲ以テ其ノ時間ヲ測定シ作業日誌ニ其ノ實役労働時間ヲ記入スベシ

第八條 試験區域内ノ路面修理ハ

其ノ擔當修路工夫ニ非ザレバ之ヲ修理スルコトヲ得ズ。

第九條

試験區域内ノ路面修理ヲナスニ要スル材料ハ必ス



内地村津鹽郡飯寶 (砂利道) 附近 第 65 號 試驗區域

其ノ專用材料置場ニ於テ檢收濟ノ材料ヲ使用シ決シテ他ノ材料ヲ使用スベカラズ又其ノ專用材料置場ノ材料ヲ以テ試験區域外ノ路面修理ヲナスベカラズ

第十條 試験區域内ノ專用材料置場ニ砂利眞土等ノ

材料ノ補給ヲナス場合ハ必ズ工事監督員及擔當修路工夫立會ノ上檢收シ工事監督員ハ其ノ檢收セシ數量ヲ作業日誌ニ記入シ捺印スルモ

ノトス。

但シ一回ノ檢收數量ハ一ヶ月分ノ推定所要量ヲ標準

トナスベシ

第十一條 工事監督員ハ試驗區

域ノ擔當修路工夫ニ對シ

作業日誌記載方法ヲ懇切

ニ教授シ且ツ時々之ガ檢

閲ヲナシ記事ノ正確ヲ期

スベシ

第十二條 作業日誌入箱ノ鍵ハ

全工區同一ノモノヲ使用

シ合鍵ヲ道路課工務係主

任土木工區事務所長擔當

工事監督員擔當修路工夫

ニ各一個宛所持セシムル

モノトス

第四章 準備

第十三條 試驗區域ニハ昭和十一年三月末日迄ニ第三條ニ

第十六條 路面維持試驗區域ノ調査ハ昭和十一年四月一日



ヨル試驗區域標第四條ニヨル專用材料置場標柱及第

五條ニヨル作業日誌入

箱ヲ建設シ且ツ作業日

誌ヲ備ヘ付クベシ

第十四條 試驗區域内ノ路面

現在比較的粗惡ノ簡所

ハ特別ニ材料及人夫ヲ

以テ修理ヲ施シ昭和十

一年三月末日迄ニ適當

ノ弧形及路面狀態トナ

ル様スベシ

第十五條 專用材料置場ニハ

昭和十一年三月末日迄

ニ約一ヶ月分ノ推定所

要材料ヲ備ヘ付クベシ

第五章 雜

ヨリ開始シ昭和十二年三月三十一日ヲ以テ終ルモノ

然タル所ヲ撰ブコト

トス

第十七條 作業日誌入箱中ニ備ヘ

付ノ作業日誌ノ内記載濟ノ

モノハ紛失ヲ避クル爲メ土

木工區事務所ニ於テ保管ヲ

ナスベシ

第十八條 試験區域ノ位置ヲ現地

ニ付キ決定スルニ當リテハ

左記ヲ參考トナスベシ

(イ) ナルベク線路ノ折曲ナ

キ直線部ヲ撰ブコト

(ロ) 家屋連擔ノ箇所ハナル

ベク避クルコト

(ハ) 勾配六十分之一以上ノ

坂道ハナルベク避クルコト

(ニ) ナルベク路肩及路幅整



丹羽郡犬山町地内 (砂利道)
府縣道名古屋犬山線 17 號
試験區域番號……第 17 號

第十九條 路面維持試験區域

設置及之ガ維持ニ要ス

ル費用ハ總テ工區配當

ノ經常部道路修繕費ヲ

以テ支辨スルモノトス

第二十條 路面維持試験區域

ノ交通量ヲ知ルタメ本

年七月中ニ昭和八年度

施行セシ要領ニヨリ交

通量調査ヲ施行スルモ

ノトス

但シ其ノ期日ハ前以テ

道路課長ヨリ別ニ通知

スルモノトス

第二十一條 試験期間滿了シ

タル時ハ一ケ年分ノ路面維持試験區域作業日誌ヲ取

3. 庄内川砂利道

4. 犬山砂利道

状らむねの球の如く且つ質極めて堅

5. 笠松砂利道

6. 長良川砂利道

硬

7. 町屋川砂利道

8. 矢作川砂利道

(ハ) 町屋川砂利

徑二種以下大小混合 形状普通 質普通に硬

第三條

試驗區域ノ長サハ一箇所百米トシ其ノ起點及終點

ニハ路側ニ第一號圖ニヨル標柱ヲ建設スベシ

(ニ) 豊川砂利

徑二種以下大小混合 形状普通 質稍軟し

但シ試驗區域ト試驗區域ノ間ニハ間隔一米ヲ置キ連

續設置スルモノトス

(ホ) 碎石

徑二種以下大小混合 質堅硬

第四條

本條以下ハ一般路面維持試驗區域準則ヲ準用ス

(ヘ) 犬山砂利

徑二種以下小粒多く形状稍丸く質極めて堅硬

一寸此處で附け加へて置き度いと思ひますのは一般路面

維持試驗區域では各々其の地方に産出する砂利及眞土(ベ

(ト) 長良川砂利

徑二種以下大小混合 形状好適 質硬し

インダ―)を使用したのではありませんが、特殊路面維持試験

箇所には於ては試験の性質上使用する砂利は縣下に於て産出

(チ) 矢作川砂利

脆軟 質

する代表的のものを態々運搬して使用する事にしたのであ

ります。其の特質は大體次の様なものであります。

(リ) 田原砂利

質堅硬 質

(イ) 庄内川砂利

徑二種以下大小混合 形状普通 質普通に硬

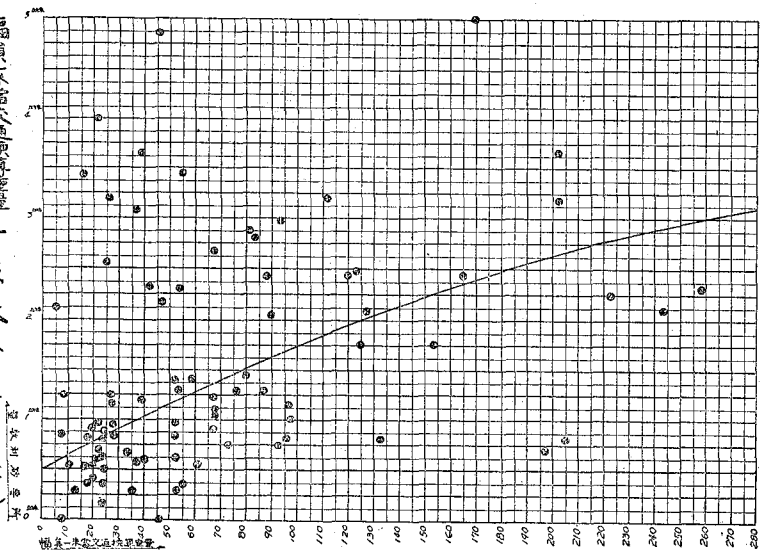
普通に硬

(ロ) 笠松砂利

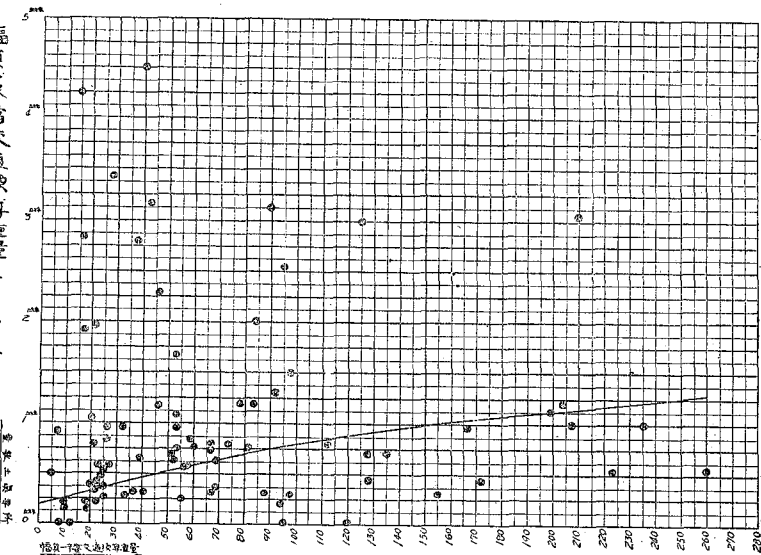
徑二・五種以下粒度變化に乏しく形

尚乳劑撒布道と云ふのは在來の砂利道路路面を箒を以て町
嚙に掃除した後、適度の撒水をなし路面一平方米に付て瀝

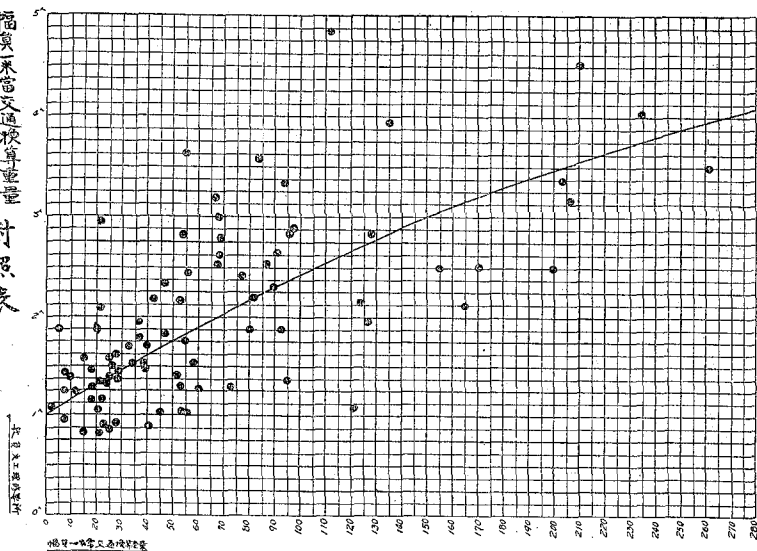
幅員二米當交通換算重量對照表 (二十年百坪方米當)



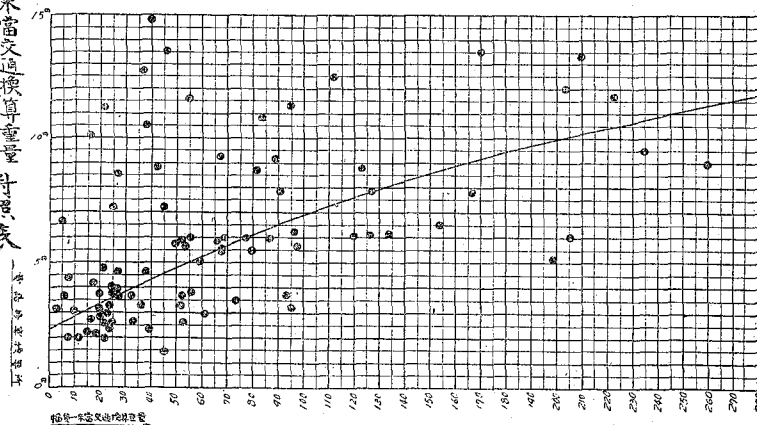
幅員二米當交通換算重量對照表 (二十年百坪方米當)

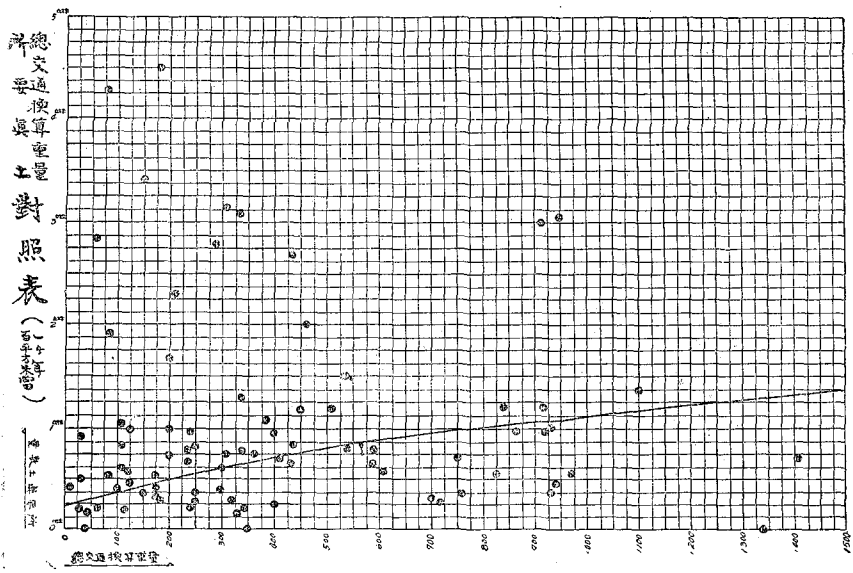
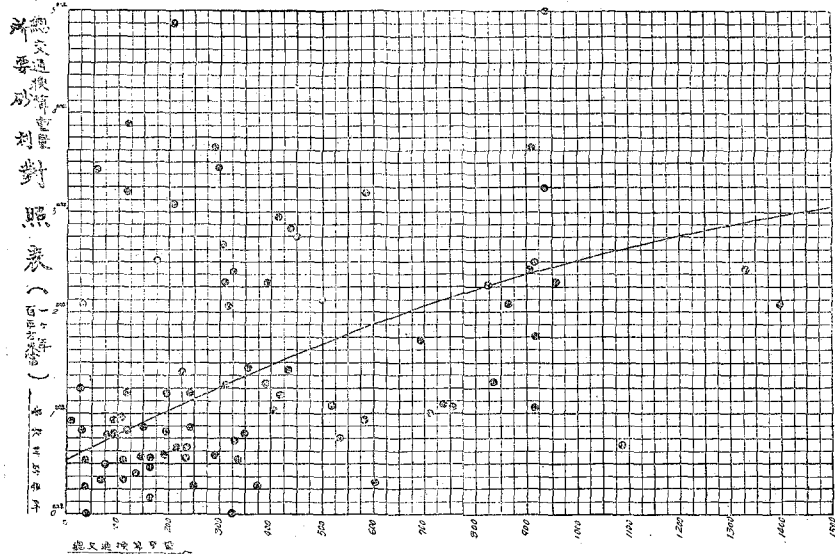


稻實一畝當交通核算電量
所費勞力對照表
(一畝百坪方外畝)



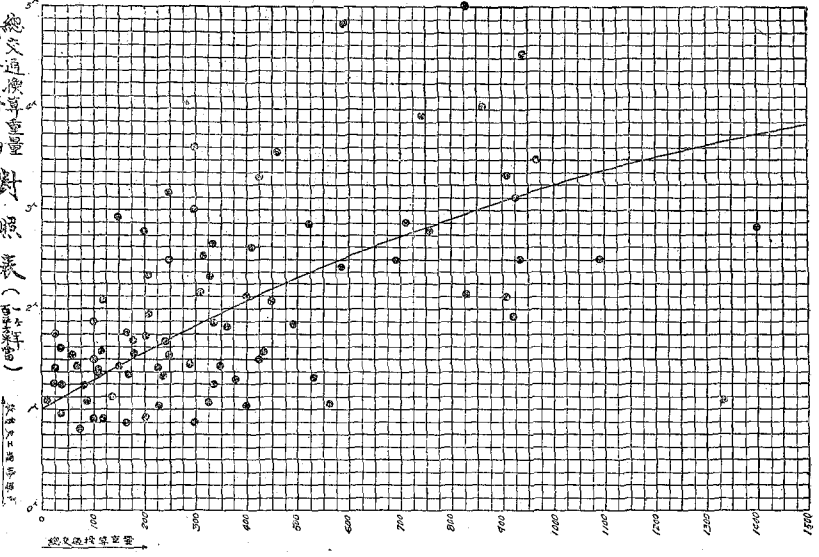
稻實一畝當交通核算電量
所費勞力對照表
(一畝百坪方外畝)



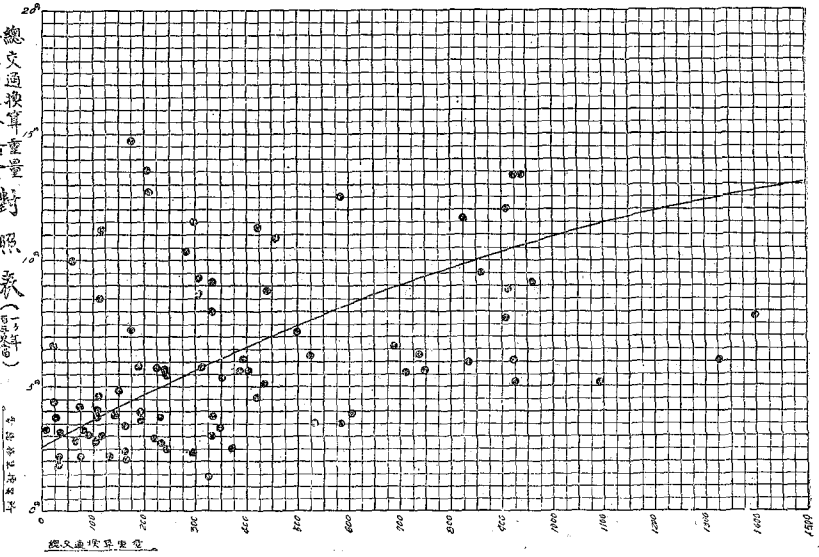


總交通換算重量對照表(一) (1954年)

說
明



總交通換算重量對照表(二) (1954年)



青乳劑一・五立づつ二回即ち一平方米に付て三立を撒布し
 荒目砂を薄くかけて仕上げたものであります。之を作るの
 に平米當り工費十四錢四厘を要し、其後一ケ年内に修繕費
 として平米當り修繕費三錢一厘を要しましたが、今尙丈夫
 に現存して居りまして、相當好成绩を擧げて居る次第であ
 ります。扱て此の點の交通量は幅員一米當換算重量六〇内
 外の場所でありました、此れから見ると場所と所を得ば砂
 利道よりも反つて經濟的ではないかと考へる次第であり
 ます。

試験成績

上記の如く試験區域準則を設け之に依りて一ケ年間試験
 をした結果、一般路面維持試験區域の成績は別紙成績表及
 圖表の如くなりました特殊路面維持試験の結果は一ケ年
 には充分成績も不明であると思ひ記載することを止めた次
 第であります。

扱て上記の成績表及圖表中に記載してある字句は左の意
 味であります。

(イ) 所要換算修繕費とは一ケ年間路面維持修理をなす
 に要したる總經費を計算するに當り、便宜上砂利一立
 方米の單價は貳圓眞土(バインダー)は五十錢工夫は
 日給壹圓二十錢として計算した金額であります。

(ロ) 幅員一米當交通換算重量とは其の試験區域の總交
 通換算重量午前五時より午後九時迄の交通量を其の箇
 所の道路幅員にて除した數であります。

(ハ) 勞力とは試験區域内の路面修理側溝浚へ路肩掃除
 材料小運搬等一切の爲に要した勞力であります。

而して昭和十一年度砂利道路路面維持試験の成績は上記の
 表にて見らるゝが如く、同一交通量の箇所にて修理材料
 使用料及勞力使用量に於て相當著しき懸隔がありまして成
 績は初年度の關係上比較的不成績に終つた譯であります
 が、折角やつた試験の結果でありますので、其の在りの儘
 を發表することにした次第でありまして、不合理の點も多
 々ある事と思ひますが、其の點は宜しく御了承の上單に愛
 知縣にて試験した例として御覽願ひますことを得れば幸

と存する所であります。

扱て其の不成績であつた原因を考究して見ますれば、大體次の様なものでないかと思ひます。

(イ) 抑も砂利道路面の維持と言ふことは程度問題であつて、此位に修繕すれば先づ良いと言ふ程度が頗る明確でなく、甲は此れ位の修繕程度で充分と考へるものも乙は尙不充分と考へるが如きであります。然るに今回の試験に於ては豫め修理材料及努力の使用標準を絶對に指示しなかつたが爲に、各試験區域内の修繕程度が作業する工夫又は監督員の考方により相當異つて居たのに依るものであります。此等の事柄は勿論道路課に於て相當統一すべき事柄でありますが、其れが理想通りに行かなかつたにも依るものであります。

(ロ) 各試験箇所毎に事情を異にし、例へば或地方にては砂利が安價豊富なる故に自然に砂利を贅澤に使用し、眞土(バインダー)及努力を餘り使用せず又或地方に於ては良質の「サバ土」(風化花崗石)を多く産し

極く安價なる爲に之のみ使用し、砂利及努力を節約する方針を採り、又他の地方にありては砂利及良質のバインダー極めて乏しく高價なる爲、又は路面の孤形強きに過ぐる爲努力を主として修理し、砂利及眞土(バインダー)の材料費を節約せんとする等種々雑多の理由があつたに依るものであります。然し中には試験に關する認識を缺き、又は修路に對する方針を誤り、無方針に材料を多量使用したるやに考へらるゝ箇所もあつたのであります。

(ハ) 今回交通換算重量を計算するに當り其の計數は曩に内務省指示のものに依つたのであります。之が自動車の發達した今日では稍不合理でないかと考へらるる點と、自轉車荷車等砂利道の路面維持には殆ど影響なきものも一應計算に入れ、總交通量を算出したにも依るものと思ひます。尙交通量調査は一ケ年間に一度行つた丈でありますから、之が不充分であつた事に依ることゝ考へます。

(ニ) 修路に要する經費は單に交通量のみ比例するもので無く、地質及修路材料の良否天候の關係車輛の走行速度及路線系統に依る維持修繕の要求程度等により相當變化あるに依ることあります。

之を要するに昭和十一年度の路面維持試験の結果は決して良好では無かつたのでありますが、大體の標準丈は之を綱むことを得、且第一線にて修路作業に従事して居る者が如何なる調子で作業に従事しつゝあるかに付て大いに認識を深めた事及修路作業に従事する者をして、多少共趣味を感じ研究心を起さしむるに至つた事は相當大なる利益であると思ふのであります。尙一層其の効果を發揮せしめ、且昭和十二年度に於て引續き行ふ試験の結果を良好ならしむる爲に、上記の如き昭和十一年度路面維持試験成績表及圖表を青寫眞となし、之に左の如き注意事項書を附し、各土木工區事務所全員に配付した次第であります。

注 意 事 項

(イ) 天候欄には路面の凹所に水溜を生ずる程度以上の降雨ありたる時に限り雨天と記入すること。

(ロ) 勞役時間欄には路面修理と其他と特に欄を別に設けあるに依り、路面修理欄には路面の修繕に従事したる時間即ち修路材料の小運搬填充及鶴嘴打ち又は箒を以て土砂掻き寄せられたる等の作業に従事したる時間を記入し、其他欄には側溝浚へ路肩の草取り等直接路面に影響なき作業に従事したる時間を記入し、備考欄に仕事の種類を記載するものとす。尙時間は何時より何時迄と記入せず單に何時間と所要時間のみ記入すること。

(ハ) 修路材料檢收數量欄には昭和十二年度に檢收したる數量を記入すること従つて、昭和十一年度の檢收殘量を昭和十二年度に於て使用せむとする場合は更に檢收することを要し、又昭和十二年末に於て若し檢收數量に殘餘を生じたる時は、其の數量を實地に於て測定し、昭和十二年度中の最後の檢收數量を之丈差引きた

るものに訂正すること、

(ニ) 各工區方面主任は今回配付せられたる昭和十一年
度路面維持試験成績表に付て、自己が擔當せる試験區
域が砂利眞土(バインダー)勞力の使用量に於て如何
なる地位にあるか、果して實地の狀況に對し、正當な
りや否を充分研究調査し、昭和十二年度の維持試験に
従事せられ度し。但し徒に圖表記入の標準線に近から
しめんとし、現場の路面狀態を無視し、材料及勞力の
使用を徒に節約又は増加するが如きは試験の趣旨を没
却するものにして、最も好ましからざることなるに依

り、特に戒められ度し。

(ホ) 各土木工區事務所の方面監督員は今後尙一層試験
區域に關心を持ち、巡回の折は必ず立寄り帳簿記載方
法の檢閲及材料勞力の使用方法又は使用量の適否等を
調査研究し萬全を期せられたし。

前述の路面維持修繕に關する試験の實績が各府縣に於て
施行され居る實績と比較研究せられまして、我國道路の維
持修繕に對し貢獻せらるゝの動機とならば、余の幸とする
所であります。(つづく)

土地收用の訴願裁決例

齋藤勝亮

熊本縣下益城郡豊田村塚原松岡林太郎外十三名から其の所
有地に對し、熊本縣收用審査會が爲したる裁決を不服とし、

内務大臣に訴願の提起があり、之に對し本年九月二十九日附
を以て次の様な裁決が爲された。その裁決の全文を御紹介す